

令和元年第9回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年9月17日(火) 午後2時00分
- 2 場 所 勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 | 7番 | 村上 浩一 |
| 8番 | 石田 健治郎 | 10番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿川 伸美 | 鮎川 幸彦 | 大石 洋典 |
| 田口 幸雄 | 野尻 渉 | 原田 一馬 |
| 山縣 正明 | 山田 孝治 | |
- 5 欠席農業委員
- | | |
|----------|-----------|
| 4番 伊藤 新司 | 11番 萬代 泰生 |
|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- | | |
|------|------|
| 篠田 巧 | 中野 修 |
|------|------|
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

	<p>したように、周囲にも田んぼがございましたが別に問題になるような点は見当たりませんでしたので、ご報告いたします。以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
23番(推進委員)	<p>伊佐地区の山田です。これは●●さんの家の真ん前の田の形が無いような所で、原野みたいな感じになっておりまして、委員の言われるように別に支障はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。</p>
6番	<p>今、地元委員から原野みたいになっていると言われましたが、ちゃんとした農地。</p>
議長	<p>農地です。売られる方の農地が原野のような状況なんです。 今回、取得される農地がそうなんです。 今まで作ってある農地はその周りなんですけど綺麗にみんな稲が埋まっております。</p>
6番	<p>ここが何もしていない原野なんですか。</p>
議長	<p>それで多分買って家の前だし、やりやすいからきちんとして作るという事だというふうに思います。</p>
6番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●●●●●●から北へ4kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に居住する無職の方です。高齢で耕作管理が困難で、鳥獣被害もひどい申請地に杉400本を植林するための申請です。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>3番、俵です。この申請地は昨年、1年以上前ですかね。農振除外が出て、やっと許可が下りたという事なんですが、申請地は●●の●●になります。ここからあと約2km、3kmくらい移動しますと●●に抜けるトンネルがあるような場所でございます。この申請地の●●●●ですが隣に●●●●番とありますが、畑とありますが、これは山林化をしている土地でありまして、前にある細長いのが●●●です。この田のみがぽつんとあるような、裏は山林です。ここに植林されても周囲には何の影響はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
3番(推進委員)	<p>地元委員の鮎川です。今、俵委員が報告された通り特に何の問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から4までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から北東へ3.5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●●●●●●から北東へ2.4kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。従業員の増加、車両の増加に伴い駐車場が不足しているため申請地を取得し、事業用駐車場23台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請地は、●●●●●●●●●●から北へ1.8kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力33キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請地は、●●●●●●●●●●から南東へ1.4kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>3番の俵です。まず、1番ですが、場所は●●。●●●をこちらから●●の方に向かって行きますと、●●●●●があります。その左側の真反対側になります。●●●から橋を渡りまして、左側がずっと道の下になります。●●と書いてありますが、住宅がありまして、生垣があって、半分くらいが藪に囲まれた中にあります。私はよく知らないんですが、その申請地の上側は会長が言われるには川があったと昔、周囲には農地もありませんし、ここを太陽光発電にされても別段問題ないというふうに考えております。以上です。</p>

議長	2番目、3番目、4番目。
2番	2番、宮崎です。ここにつきましては、申請が●●●●さんが駐車場を作られるという事で、場所は●●●●の、多分みなさん分かると思いますが、●●●●の●●●●がありまして、その隣には●●●●●●という大きな●●●●●●さんがあります。その前に、申請地の田んぼがありまして、その隣には●●●●の●●●●の●●●●が展示されてあります。大きな●●●●●●でした。その隣がその該当地でありまして、もう草が生えていましたが別に問題はないと思います。尚、隣には田んぼはございましたが、間には赤線がございまして簡易的な農道ができておりましたので、さほど問題になるような点はないというふうに感じています。以上です。
3番	3番、俵です。3番目ですが、●●●●の資料5を見ていただきますとよく分かると思いますが、●●●●の道路沿いに●●●●●●があり、すぐ手前の右側の所にあります。●●●●●●－●●●●●●を太陽光にされるという事で、下に●●●●●●－●●●●●●という田があるわけですが、これは南側になるので太陽光を設置されても日照権等の問題はなく、上側は宅地でございますので、別段問題はないと考えております。以上です。
2番	4番ですが、ここも太陽光の設置でございますが、●●●●●●で●●●●●●の郵便局が図面ではあると思いますが、そこを左に行かれまして150m辺りだったと思いますが、その道の道縁でございますが、現在は草とか庭木等が若干生えておりましたが、別に問題になるような所ではございませんでしたのでご報告をしておきます。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは補足説明がございましたら地元委員よりお願いいたします。1番。
2 2番(推進委員)	1番について地元委員の山縣です。今、俵委員が言われたように別段問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。
2 3番(推進委員)	2番の伊佐地区広下の担当の山田です。先程委員が言われましたように別に特段異常があるとは思いませんので、審議の程よろしく申し上げます。
1 4番(推進委員)	3番目ですが、於福上地区担当の野尻と申します。今、現地調査委員さんの報告通り別段問題はないと思いますが、農地周辺も耕作放棄が進んでおります。それでこういう設備も仕方ないのかなと思っております。以上です。

1 8 番	4 番目を説明します。1 8 番、桑原です。これも 2 0 年以上前から宅地がありましたけど、家が建ってございましたけど、途中で、農地も荒れ放題という状態で周りは山林がありまして、ここが太陽光発電になっても何も影響はございませんので、私はよろしいかと思いますが、みなさんご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。先程、現地確認の委員より、1 番の件で「川です」という事でしたが、実は今、右側 6 ページを見て下さい。右側に水と書いてある、これが●●●でございます。この●●●、このまま真っすぐに上の方に登っております。ところが、申請地のすぐ上の所から左の方へ川らしきものがうっすらと図面に見えておりますけれど、実はこれ本来、昔の●●●でございます。●●●等の工事等をする時に川が真っすぐになりまして、こちら迂回していた川がなくなりまして、水害がものすごく多かった所なので一緒に川の改修もしたような関係で、その為に●●●にはまだ鉄橋が残っています。実際に、●●●の●から●●●の踏切を通過して、●●●●の手前の所にまだ小さな鉄橋が若干残っている。そこをぐるっと回って、この川が来ていた、出ていたという昔の川の名残でございます。まだ川は川としてきちんと残っております。●●●に入る所で左側を見られたら水門の様なものがついておりまして、大水の時には水門を閉めるようになっておりますので、参考までに申し添えておきます。委員のみなさんよりご意見がございましたら、お願いいたします。
1 4 番	1 4 番の縄田ですけど、2 番の●●●●●の●●●さんの●●●●さんが買われた所なんですけれど、8 ページ目の農地法第 5 条と書いてある。農地がずっと点線まで書いてあるんですが、向こうの端まで申請地と書いてあるんですが、次の 9 ページの絵は●●●●●-●と●●●●●-●が下の●●●●●-●と●●●●●-●が書くときマジックで引いてなくて、下が川というか溝になっていると思うので、それが何か、途中の上の方がこっちは●●●●●の●●●●●になっているけど、●●●●●-●と●●●●●-●、●●●●●-●と●●●●●-●の番地がどこかに消滅しているんじゃないかなと思って。
議長	この 2 つは国道です。2 と 4 は国道です。
1 4 番	2 と 4 は国道なんですか。
議長	下に残っている 1 が 2 つ残っていますが、この 1 については残地です。今回の分筆されております。
1 4 番	分筆されている。●●●●●-●と●●●●●-●

議長	8ページの方で見たら全体のように見えるんですけど、実際には全体ではなくて道路側の方で奥側の方が親地番で1で方で残ります。
14番	残っているんですね。
議長	それで8ページの地図で見まして、真ん中に点線がありますけどこれが番地の境目なんですけれど、今回転用のですね。上側に実線がありますよね。この実線の所が赤線です。これは。全体的にこの図面の実線は赤線と青線だと思っていたらいいと思います。縄田さんが言われる通り、クロスしておりますけれどあそこで赤線が青線の上をクロスしています。そして実際に●●●よりこの一番奥に赤線を転用がされているのか、されていないか分かりませんが、農道として上の方と下の方がそれぞれ土地を出されて約3m位の道路が付いています。奥の両方の1の田んぼには農機具がいくらかでも入るようになっています。1番気になったのが、奥に残地が残ってそこが耕作が不能になるという事が困るなと思ひまして、色々聞きましたら「きちんとした農道があります」という事で双方、隣の方と●●さんですかね、●●さんと上の方はちょっと分かりませんが、双方で出されて農道を作っておられますので「これはそのまま残します」という事で、「●●さんが買われてもその部分については通行ができるように残します」という事でした。
14番	上の黒丸だけが買われて農地転用をされたという事。
議長	<p>だけど黒丸が枝番6の中に入っているか、入っていないか1にもかかっている可能性がありますけれど、概ねここですと、これ位置図ですから申請書ですね。その次が計画図です。</p> <p>他に何かありませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第3号は原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手。
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をし常設審議委員会に附します。</p> <p>続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、全体で9筆ございます。全体面積が15,221㎡。貸し手が3名、受け手が2名でございます。内訳につきましては、4ページ目をご覧くださいと思います。公告番号1番につきましては、農事組合法人が耕作されます。また、2番3番につきましては、2つ合わせて1枚の田でございます。所有者がいずれも亡くなっております。さらに4年以上前から耕作が放棄されておりましたが、この度借り手が見つかりました。機構が借り受けた後、借り手農地管理等事業を活用いたしましてこの荒れた農地を整備し、認定農業者へ貸付られます。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件、農用地の利用計画が利用方法に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えられます。審議の程よろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より特に何か発言がございましたら、お願いをいたします。</p> <p>無いようでしたら委員のみなさんより何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定を致します。</p> <p>続きまして議事順位第5 議案第5号 農地取得時の別段の面積の引き下げについてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>企画政策課移住定住促進係から農業委員会へ別紙の通り要望がありました。現在、美祢市の行う空き家バンク事業では、空き家を購入する時に農地が付随しているその農地は、農地法第3条の適用を受けまして、美祢市の下限面積10アール以上の耕作されている人ではないとその購入する事ができません。よって、定住希望者並び新規就農者を増やすため、空き家バンクに登録された農地に限って下限面積を引き下げ、農地の取得ができるようにしてもらいたいという要望でございます。運用につきましては、空き家バンクの登録申請があり、移住定住促進係から依頼があった農地につきまして、毎月行っております現地調査でその現地を確認し、総会で同意を得たその地番を告示する事によって、その農地に限りまして下限面積を引き下げます。後日、その空き家の購入希望者が現れました時には購入希望者が農地法第3条の申請を行い、総会で許可が出れば権利の取得ができます。また、8ページ、9ページをご覧くださいますと、今農地バンクの方に登録されております、空き家に付随した面積に関連のある資料をいただいております。8</p>

	<p>ページの3、2の所有農地面積につきましては、30から1, 102㎡、これは10ページの方をご覧くださいと右手から2番目に面積、畑533㎡とかまた中段にいきますと畑135㎡とございます。この面積は10アール、1反未満でありますので、現在の美祿市の農業委員会の下限面積であれば、購入希望者がおられましても、その農地を取得する事はできません。よって、要望が出たわけでございます。この度は、この企画政策課からありました要望につきまして、農業委員会としてはこの下限面積の引き下げを行いますかという要望でございます。また、みなさんのご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより、今の提案につきまして何かご意見がございましたらお願いいたします。</p>
6番	<p>これは、市の表題の「農地取得時の下限面積（別段面積）の引き下げについて」と書いてあるんですけども、これは宅地に付随しているという特例ですよ。</p>
議長	<p>空き家にくっついている農地という事での特例です。しかも、市の空き家バンクですか。それに登録されているものについてのみになります。</p>
6番	<p>「普通の人が届け者だったらだめよ。」という事。あくまでも空き家バンクに登録された物件だけという事。</p>
議長	<p>そういう事です。もし、そうでない物件がありましたら、空き家バンクにまず登録をしてもらえればという事でございます。よろしゅうございますか。</p>
14番	<p>10ページ目の上から3番目。ホームページ掲載が×と書いてあるけれど</p>
議長	<p>掲載していませんという事。</p>
14番	<p>登録はしているけど、ホームページは出していない。</p>
議長	<p>掲載はされていないという事です。中には現の持ち主がホームページ上に写真とかいろんなものを出されるのは困るというのはあるんじゃないかと</p>

1 4 番	私、丁度●●なんですけれど、住んでいない家があるんですけれど、どの家が売りに出ているのかよく分からないなと思って。
議長	それは縄田さんが調べたら分かるんじゃないですか。
1 4 番	住んでない家はあるんだけど、誰の家が売りに出ているかが分からない。不動産屋が出している事もあえるわけだね。
議長	不動産屋絡みはあまり無いと思います。
1 4 番	不動産屋が今売りに出しているのは、今あるからあの家かなと思いながら、違う。
議長	違うと思います。
事務局	不動産屋を通して農地バンクに登録されている所とか、また、逆もあります。
議長	ありますって。
1 4 番	分かりましたけど、よく分かりませんね。
議長	はい。岸さん。
6 番	先程事務局の方から、これにOKしてこれで売買が成立すると、農地取得だけについてはどのみち委員会にかけるわけですか。
事務局	まず、流れといたしましては、農地バンクに申請をされた時に、担当課から農業委員会にこの地番の面積について「下限面積を認めていただけますか。」と申請がありますので、それを農業委員会が下限面積として認めて、あと告示する事によってその地域指定がされまして、その地域指定というのが、まず下限面積が設定される事によって、後日この取得をされたいという方が農地法3条の申請をされた時に、その下限面積が設定される事によって農地の取得が可能となるようになっております。

議長	だから3条の申請は必要だという事です。
17番	だったら農業委員会にかけなくてもいいんじゃない。
事務局	農業委員会にかけないと農地を取得する事ができません。
17番	でも下限面積を認めといて、それで公告してしまっ、OK出したのは面積外でしょ。
14番	面積から外れるよね。
17番	おかしいでしょう。そしたらまた2回しなくても、もう1回農業委員会にかけて、そんな事あるかね。 (発言多数で聞き取り不能)
17番	総会がその前にあって、公告するならいいよ。
議長	報告案件になるなら分かります。
17番	だけど、公告してしまっ、異議なしで通ってしまったらOKだね。実際は。また何で農業委員会にかけるのか。
事務局	まだ、その下限面積を告示した時点はまだどなたが取得されるかというのが分かっておりません。後日その空き家を希望される方が、その空き家に付随した農地と空き家が欲しいという方が現れた時に農地法3条を申請する事によって、権利の移譲が出来るようになっております。なので、新規就農をされる時と同じ流れとなります。
6番	基本的に農地取得は3条案件。まず3条が大前提なんですよね。だからここでは売買対象者が分からないけれども、とりあえず宅地に付随する農地も一緒に売りたいと、希望は。買うか、買わないかは別だという事。場合によっては、宅地だけ取得して、農地だけ残るという可能性もあるわけ。

事務局	<p>そうですね。農地がいらないという事であればもう</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
事務局	<p>農地の取得が、いくら家とその農地が欲しくても、その農地を買う事が農地法ではできないので、その為に下限面積を下げて買いやすくしようという事です。</p>
17番	<p>今の質問は、宅地に付随している小面積については、「農業委員会としてはいいですよ」と、「但し農地バンクに登録されている物についてはいいですよ」と可決しますよね。それで、対象件数、これも分かるじゃない。そこでもう基本的には、農業委員会にかけなくても、農業委員会の事務処理でいいのではないかとやっている。実際にはもう認めているから、バンクに登録した物件について。尚且つその物件を付けた物を公告するんでしょう。10日間か2週間か知らないけれど。異議も何もないでしょう。見た事ない人がほとんどだから。OKが出る。その案件は当然、自動的に免除になっているんだから、それを今、企画政策課に申し込んだって買いたいなら申請書出して下さいね。そっちについては農業委員会に出して下さいと自動的に会長の印鑑をつけば登記できるようなシステムにならないと公告する意味がない。</p>
議長	<p>だから、私としては「農業委員会にこの物件増えましたよ」「これに付いているものについては処理しましたよ」という報告だけでいいんじゃないかと、3条の申請はいらないと思います。これをやった時点でこの何件かある農地の付いているものについては3条OKですので、と私は思うんですが、事務局またその辺については来月までもう1回勉強してください。</p>
17番	<p>県と調整して、公告した後にまた、かけるというのは絶対理不尽と思う。</p>
14番	<p>筋道がおかしい。</p>
17番	<p>それはよく確認してくださいね。</p>
事務局	<p>参考といたしまして、もう1つ別冊で刷った物があります。今、この綴りの一番頭に「美祢市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱(案)」というのを考えておりまして、その紙をめくっていただいて、ページで言うと4ページ目になるんですが、農地法施行</p>

議長	<p>規則第17条をご覧いただきたいんですが、今、美祿市の下限面積10アールは第17条第2項の2の要件で設定されております。また同じように先程の農地バンクに限り、さらに下限面積を地域指定する事によって、引き下げるように考えておりました。これは法に基づいて今進められるように考えた次第でございます。</p> <p>分かりました。馬屋原委員や私が言っているのは、特段の下限面積の10アールについてはどの農地を10アール以下でもいいですよというのではなくて、今回については農地自体が指定されておりますので、その指定されているものをここでOKを出して、もう一度賛否をやらなくてはいけないのかという事で、それもしか、公告をします、この農地については、公告までしたものについてもう一度3条の許可があるのか、ではなくて申請が出れば事務局の方で処理をして、処理をしましたよという報告だけでもいいんじゃないのかという事なんです。その辺についてはどうなのかというのをもう一度調査をしていただいて、来月でいいですから報告いただければというふうに思います。</p>
事務局	<p>分かりました。来月、先程言われました内容につきましては調べて、また報告いたしたいと思います。</p>
12番	<p>これは今日の10月の16日から施行するとなっているんだから、そこまではまだいいわけね。</p>
事務局	<p>10月16日、これは今案で考えてきた内容で、出来れば10月にこの要綱を書き換えられたらという考えがありました。</p>
12番	<p>10月にあるんでしょう。</p> <p>(発言多数につき聞き取り不能)</p>
議長	<p>この取扱要綱(案)については、みなさん持ち帰ってもらって、じっくり読んでもらって、次の総会までにもう一回いろいろ修正等々あれば次の総会でやって、総会の次の日から施行するようにすれば問題はないんじゃないかなというふうに私としては思います。他に意見はございませんか。この件について、どのような取り扱いをいたしましょう。来月まで、いいですか、今日で。それでは来月、最終的な取扱いについてはどのようにするかというのを事務局預けとして、採決に移りたいと思います。それでは議案第5号につきまして原案に対して総会による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

委員	挙手。
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は協議結果を附して市長の方に送付をいたします。</p> <p>続きまして議事順位第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●から西に960mの位置にある第2種農地です。進入路を設置するための届出です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
3番	<p>3番、俵です。資料7の申請地。場所ですね。申請地の左側を見ていただいたら●●●とあります。それと駐車場ですか。この申請地からおそらく直線で100mくらい行った所の左側の、この図面上の左側が●●●というそういう場所でございます。18ページを見ていただいたら分かるんですけど、●●●●さん●●●●—●ですか。確かに進入路はありませんでした。圃場に入る範囲。進入路が付けたいという事で手前の県道の右側に斜線で書いてあるんですが、これ昔の道だろうと思うんですが、これと一体化して進入路を作りたいという事で、特に問題はない。今までどうやって耕作されていたのか不思議な土地でした。そういう事で問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p> <p>休みだそうです。若干私の方から補足をしておきます。今、俵委員から説明がありました、その通りなんです、点線と実線で囲われている斜線の部分。この部分は地籍調査の時に原野として指定されています。先に池というのがありますけれど、色んな野菜とか色んな物を洗いここまで行っておられるようでございます。その為にも、洗い場の所まで道が欲しいという事でございました。高さ的には段差が約1.2mくらいの段差がぐるりありまして、片方は町道で、その下に小さな溝があるんですが、市道なんです、段差があります。今までは足場板、道板を置いてここの農地に入っていたと「ちょっと耕作がしたいからトラクターで耕運してもらえないだろうか」とお願いしても誰も「あんな怖い所入りたくない」という事で最近はやってもらえなくなったという事で結構草が生えていたように思います。そういう所を今回この様な形で申請をされた次第です。</p>

事務局	<p>委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言もないようでございますので、報告第1号は終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●から北東に3.5kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局管理道を設置する届出です。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>10番、宮崎ですが、現地に行くまでの道順等は全く分かりません。その行った所に丁度軽トラで泥を下していたと思いますが、その時に会長がクレームを言われまして「そういう時には一言届けて下さい」と言われました。現地にも行きましたが、別に問題になるような点はございませんでしたので、ご審議をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。大石さんは、休み。帰った。</p> <p>今、宮崎委員よりありましたけれど、実は浄化槽を埋めるための工事をしていたようで、別の所で、その泥を一時預けて預けるために軽のダンプで持ってきて、移していたようなんですが「そのような事をされるのであれば一時転用がいりますので、届出をお願いします」という指導をただけでございます。これ馬屋原さんなら分かると思いますが、●●さんですね。奥の方にアンテナが建つようになっていますが、実は、先月もありましたけれど、地主さんが入口に建ててもらったら、先月は地主さんではなく隣の方が言われたみたいですが、「表に建ててもらったらみっともないから奥に建ててくれ」という事で、手前でも奥でも変わらないんじゃないかなと思いましたが、奥に建てられるという事で、入口の道、私は一時転用かと思いましたが、一時転用ではなくて、この道も付いてのアンテナに対する転用らしいです。完了の道として付いております。一時転用も付いておりますけど、ここは建てる為のバックヤードと言いますか、ここを作るためにちょっと一時転用させてほしいという話でございました。別に私も問題ないというふうに思って帰りました。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは特に発言もございませんようですので、報告第2号を終わらせていただきます。</p>

事務局	<p>それでは、議事順位第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。賃借人死亡のため解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>2件目。農地法第3条農地所有権移転申請のために双方の合意により解約されるものです。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。両方とも、もう次は決まっていますので地元委員さんの意見を聞くまでもないと思います。何かご意見ございましたら、よろしゅうございますか。「はい」の声)では特に発言も無いようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第9 報告第4号 農地転用現況証明についてを議題といたします。1から7までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7件朗読。</p> <p>1件目。申請が3筆。●●●●-●につきましては、20年以上前より竹が繁茂している状況でございます。●●●●-●につきましては、20年以上前に植林し現在に至ります。●●●●-●につきましては、年月日不詳、農地法の許可を受けましたが、登記を変えず、宅地の一部として利用されている状況でございます。</p> <p>2件目。申請が2筆。2筆とも20年以上前の河川改修により、護岸及び管理道として使用し現在に至ります。</p> <p>3件目。申請が4筆。●-●、●-●につきましては、昭和56年に相続したがこの頃より雑草が繁茂しており、現在に至ります。●-●、●につきましては、圃場整備地であり、これから栗を植えられる予定なので非農地認定はしておりません。</p> <p>4件目。申請が3筆。3筆とも、昭和50年頃耕作放棄後、現在は雑木、雑草等が繁茂している状況でございます。</p> <p>5件目。申請が4筆。4筆とも、昭和13年に相続したがその頃より雑木等が生えており現在に至ります。</p> <p>6件目。申請が1筆。昭和55年に相続したがその頃より雑木等が生えており現在に至ります。</p> <p>7件目。申請が1筆。昭和45年に耕作放棄後、杉を植林し現在に至ります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>3番、俵です。1番目と2番目ですが、●●●から●●方面に行く県道を、●●●を過ぎてトンネルがございます。資料21ページの上側にトンネルがございますが、それを出てしばらく行くと左側になりますけれど、反対側は●●●●●がございまして、まだありますか。●●の真反対側の辺りです。まず、1番ですが、24ページの写真を見ていただいたら、●●●●●-●があって、その写真の奥側の方に木が見えると思いますが、この部分だと思います。申請通り木が茂っておりました。次に、●●●●●-●、これも写真を見ていただいたら分かるように、立派な竹が無数に立っております。●●●●●-●、これは昔、転用許可を受けておられたらしいのですが、いつ時点か分からなくて、そのまましておいたのが宅地化したという感じだと思います。</p> <p>次に2番目ですが、前の場所のすぐ近くになるんですが、資料の10、29ページの写真を見ていただきますと分かるんですが、先程説明があった通り河川改修をした時に管理道として残ってしまったので、今は農道で使用しているという事です。</p> <p>3番目ですが、これ場所の説明は私は不得手なんですけど、一番後ろの美祿市全地図ですか。その左側に11、12、13、14と同じような所に丸が打ってありまして、●●●から●●に行く県道ですか、ちょっと色の黒い所が●●だそうです。白い所が●●●です。走って行くと、●●になったり、●●になったり。私よく分からないんですけど、その辺りです。3番の件は、●-●、●-●は写真で見ても分かるように32ページの左側の写真になりますけど、原野化しておりました。●-●と●は先程説明がありましたように、すごい所なんですけど圃場整備がしてありまして、ここも非農地化してほしいという事であったんですが、それはちょっと認められないという事で「では栗を植えます」という話です。</p> <p>4、5、6ですが、資料12の34ページを見ていただいたら分かるんですが、34ページの黒線がある所が4なんですけど、その隣の●●-●が5番。資料14の6番目の土地になります。その続きで、資料の13ですが、5番目の土地が●●-●から続くその隣の三角と細長くて上がっている土地。3件とも同じ場所にくっついた土地になっており、それぞれ写真を見ていただいたら分かりますように、これがなぜ、農地だったのだろうかと思えるような現場となっております。以上です。</p>
2番	<p>2番、宮崎ですが、ここにつきましては、●●●●●の●●●●●の●●という所がありまして、それから●●●●●というのがあります。現在もまだあろうと思いますが、その途中に●●集落というのがございまして、そこは●●●のごぼうを主に作っておりまして、その作っている畑の一部が山林という形になっておりまして、杉などが生えてきている状態。周囲にはそういう関係で畑がございまして、別に問題になるような所ではございませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>1番、2番の件については、中野推進委員ですが欠席ですので、私の方からします。私の隣の集落でございます。●●さんの上の2については、今若干竹が生えている所もありますけれど、元々かなり大きな杉がありまして、台風でこの下の家に杉が倒れまして、杉を切っても下の家が「木を植えてもらっては困る」という事で、竹藪になった次第でございます。19年20年の19号で家の棟が壊れるくらい大きな杉の木が倒れたという事がございます。それと、●●につきましては私が農業委員になって何期目の時か、3期目か4期目の頃、まだ子供が小学生へ行っている頃だったんで、●●さんと一緒にPTAの役員をやっている頃に●●さんが家を新築されましたので、その当時に家の前の転用を出されたのを覚えています。私、地元委員として出されたのを覚えています。何年というのははっきりしませんが、その時に転用をされております。●●さんの分につきましては、その平成19年、20年の水害でそこが何軒か家が水没しまして、床上浸水をしたんですが、その時に奥の溜め池から出てくる水路を改修しております。その改修をした時に、田んぼの一部が取り込まれたり、それを管理するために管理棟として残されているというふうな格好でございます。以上でございます。</p> <p>3番、4番、5番、6番。</p>
15番(推進委員)	<p>3番、4番、5番、6番、地元担当の原田です。先程、俵委員から説明があった通り全く問題がないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>7番。</p>
18番	<p>7番、担当がちょっと違いますけれど当日所用で担当の方がいらっしゃいませんでしたので、私が代わりに行きましたので報告します。ここは、説明があった通り、かなり大きな杉が生えておりまして、畑地が北側になりますので、全く農地等には影響はない所です。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。</p>
6番	<p>現地に行かれたと思うんですけど、37ページの方、4、5、6と全部24とか26とか、4、5、6の所ですかね。これで見ると、●●がポツンと、ここは全然、雑木林とかそういうのはなく、きれいな農地になっているんですか。現状は大丈夫なんですか。これは●●はまた、現況証明で落とす予定なんですか。出てきていますか、申請。</p>

議長	1番下のやつ。
6番	37ページの所に大きくしたやつがあるんで4、5、6をちょっと全部除いていくと、●●だけそっくりぽつんと空くから、ここだけきちんと農地になっているのかなと思って聞きました。周りは全部、現況証明で落とすという事を言われたので、●●だけきれいになっているのかなと思って確認です。
3番	同じ現況です。
6番	と言う事は現況証明。
3番	所有者が違うんですよね。 ここだけが現況証明であがってきていない。他はぐるっと現況証明で上がってきているのに、真ん中の●●っていうのだけがぽつんと空く。 (発言多数で聞き取り不能)
5番	34ページの方が分かりやすい。黒線で引いてあって、黒線が無い所に●●●という所がありますよね。あれだけが残って、その後、道の縁の周りが全部また後で出ている。
3番	●●を取り囲むように現況証明が出ている。岸さんが言われるのは、出ていないのはここは立派な農地かという事。
議長	先月、どこが出ましたかね。この周り出ているんですよ。
3番	続きで出ているんですね。
議長	多分、全部おいおい出てくるとは思います。

	(発言多数で聞き取り不能)
6 番	周りが全部で今回ぽつんと抜けているから、ここだけきれいなのかと思って。一緒ですね。
3 番	現状は一緒です。
議長	先月も最初に行きまして、場所が分からなくて2時間くらい時間くった所でございますので、先月もかなり出ています。今からここ全部出るんじゃないかなと思っております。
	(発言多数で聞き取り不能)
議長	原田さん。その辺どうなんですかね。
1 5 番(推進委員)	先月も何件か出ていますよね。
1 7 番	農地性があると言って、農地にしてあるけど、これを見に行ったら私達が認定したんだからしょうがないけれど、農地で残した所で農地で
議長	これ圃場整備田なので、現況証明で落とすわけにはいかないもので、植林とか他の事で、4条なり何かで落とすのであれば、落ちない事もない、無理やり落ちない事もないんですが、現況証明は無理なので
1 7 番	周りからすると問題があるよね。
議長	それで「何をしてんですか」と聞くと「縁で今から色んな事をする中で、残土が出ますので、その残土で高さを上げて出来たら私は栗が栽培したい」と言われましたので「本当ですか」とは言えませんが、「圃場整備田ですので、現況証明は無理ですよ」と言ったら「私は栗が栽培したいんだけど、それでもいいんだろうか」と言われるので「それだったら農地ですから」という事で。

17番	絶対分かってないよね。問題になるよね。
議長	先で4条なり、何なり出てくれば
17番	畑地造成か何かやって簡単に埋めると言っても、簡単に埋められない。
議長	今からこの農地の取得については3条が出てきて新規就農か何か分かりませんが、出てきて、それからご本人が言われるのであれば、畑地造成か何かの事業の届出が出てくるという事になります。 よろしゅうございますか。(「はい」の声) 意見も出尽くしたようでございますので、以上をもちまして報告第4号を終わらせていただきます。 それでは続きまして、議事順位第10 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 今回1件。農事組合法人 ●●●●●●から報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員等の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんから何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に発言がないようでございますので、報告第5号を終わらせていただきます。 それでは、その他の方に移りたいと思います。農業相談日につきましては、相談がございませんでしたので報告はございません。委員のみなさんより何か意見等ございましたらお願いいたします。 無ければ事務局より今後の日程等について報告をお願いいたします。
事務局	それでは今後の日程についてお知らせをいたします。総会につきましては10月16日、午後2時より開催いたします。全体会につきましては1週間ほど10月23日水曜日、午後1時30分より開催いたします。また、農業相談日につきましては、10月8日火曜日、美祢地区は伊藤新司委員、美東地区は村上委員、秋芳地区は井町委員さんをお願いいたします。また、現地調査につきましては10月7日月曜日、倉増委員さん、桑原委員さんをお願いしたいと思います。私の方からは以上でございます。

事務局

号令

午後 3 時 3 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和元年 9 月 1 7 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

